

# 農業振興地域整備計画を見直します

## 平成20年中は一般の農振除外などの申し出に係る受け付けができません

南三陸町の農業振興地域整備計画は、現在合併前の旧町計画を活用して進められています。そこで、平成20年から統一した計画を策定するため、町では「農業振興地域の整備に関する法律（以下「農振法」という。）」に基づき平成21年3月末日を目途に農業振興地域整備計画の見直し（総合見直し）を行います。

そのため平成20年中は、農振除外（※）などの手続きが凍結され、一般の農振除外などの申し出に係る受け付けができませんのでご注意ください。

### ■農振除外とは（※）

農業振興地域内には、農用地として利用するための土地の区域を定めています。これを「農用地区域」といいます。農用地区域は、優良な農地の保護のため、水田の整備や売買、贈与などの際の税制上の優遇が適用されますが、農

業以外の目的での利用は制限されています。

このため、農用地区域内の農地を農地以外に使用するとき、農地転用の許可申請をする前に農用地区域から除外する手続きが必要です。この「農業振興地域における農用地区域からの除外」のことを略して「農振除外」と呼んでいます。

### ■農振除外ができる土地は

農用地区域は、農業のための利用を確保する区域です。原則として農業以外の目的での利用はできません。やむを得ず、農用地区域内で住宅の建築や敷地（宅地）の拡張、私道としての利用を行いたい場合には、次の4つの条件をすべて満たし、法令（農地法、都市計画法など）の許可が得られる場合に限り、農振除外をすることができます。

### 農振除外できる4つの条件

- ① 農用地区域以外に利用できる土地がないこと。
- ② 農用地の集団化や農作業の効率化など、農業上の土地利用に支障が生じないこと。
- ③ 土地改良施設（用排水路や農道など）の機能に支障が生じないこと。
- ④ 土地改良事業などを行った区域内では、事業が完了してから8年以上経過していること。

### ■見直して農振除外の申し出をする場合は

農振法では、原則として農振計画の定期見直し時期以外には、農振除外の手続きができないこととなっています。

次の見直しまでの5年以内（20年度～24年度）に、農家住宅や農家分家住宅などの建築を計画されている方は、これから町が行う意向調査の農振除外申し出の欄にその旨を



記入してください。その場合は、計画が具体的で先に掲げた4つの条件を満たした土地に限り、意向調査で申し出を受けた内容を精査し、要件に合った申し出のみ農振除外の手続きを行います。なお、農振除外の許可年月日は、平成21年3月末日となる見込みです。

### 問い合わせ

産業振興課 農業振興係  
☎46-1379  
歌津総合支所 産業建設課  
農林水産振興係  
☎36-13926

## 平成20年 消防団等出初式

来年の「南三陸町消防団」と「南三陸町交通指導隊」の出初式は1月4日(金)です。はしご乗り、一斉放水などが行われます。町を守る皆さんの勇姿をご覧ください。

◇日時 平成20年1月4日(金)  
午前9時～9時45分

◇場所 荒島パーク

◇内容 はしご乗り（3基）、一斉放水、式典  
※午前7時35分から歌津地区の団員による伊里前での市街地行進及び一斉放水が実施されます。午前8時15分から志津川地区では車両による市街地パレードが行われます。

◇問い合わせ 危機管理対策室 ☎46-1376

# 飲酒運転を根絶しましょう!

飲酒運転は、車または酒の提供者、同乗者も罰せられます

年末年始はお酒を飲む機会が増える時期です。

「お酒を飲むなら乗らない、乗るならお酒を飲まない、車を運転する人にはお酒を出さない」を必ず守り、飲酒運転を根絶しましょう。

なお、道路交通法の一部改正により、今年9月から、運転手に対する罰則の強化と、車または酒の提供者・同乗者に対する罰則が設けられました。その概要をお知らせします。

### 酒酔い運転

（飲酒量にかかわらず、酩酊状態で運転する行為）

- ★運転手⇒5年以下の懲役または100万円以下の罰金
- ★車両の提供者⇒5年以下の懲役または100万円以下の罰金

★酒類の提供者⇒3年以下の懲役または50万円以下の罰金

★同乗者⇒3年以下の懲役または50万円以下の罰金

### 酒気帯び運転

（体内のアルコール濃度が呼気1リットル中0.15ミリグラム以上、または血液1ミリリットル中0.30ミリグラム以上で運転する行為）

- ★運転手⇒3年以下の懲役または50万円以下の罰金
- ★車両の提供者⇒3年以下の懲役または50万円以下の罰金
- ★酒類の提供者⇒2年以下の懲役または30万円以下の罰金
- ★同乗者⇒2年以下の懲役または30万円以下の罰金

### 酒気帯びの呼気検査拒否

3月以下の懲役または50万円以下の罰金

- ・車両の提供者 酒気を帯びていて飲酒運転をするおそれのある者に対して、車両を提供した者をいいます。
- ・酒類の提供者 飲酒運転をするおそれのある者に対して、酒類を提供した者をいいます。
- ・同乗者 運転手が酒気を帯びていることを知りながら、車両に乗せてくれるよう依頼・要求をして、酒酔い運転や酒気帯び運転の車両に同乗した者をいいます。

### 問い合わせ

南三陸警察署 交通課・生活安全課 ☎46-3131  
危機管理対策室 ☎46-1376 (直通)

## 子育て支援センターからのお知らせ

### 歌津地区ちびっこ広場

- ①日時 12月7日(金)  
午前10時～11時30分
- 場所 歌津保健センター
- ②日時 12月21日(金)  
午前10時～11時30分
- 場所 歌津保健センター
- ※クリスマス会を予定しています。申し込みが必要です。

### 入谷地区ふれあい広場

- 日時 12月10日(月)  
午前10時～11時30分
- 場所 入谷公民館

### 戸倉地区ふれあい広場

- 日時 12月17日(月)  
午前10時～11時30分
- 場所 戸倉保育所

子育て支援センター「たけのこクラブ」では、乳幼児と親・祖父母の皆さん同士が自由に交流し、子育てに関する情報交換や仲間作り、学習活動の支援、そして地域のネットワークづくりなどを目的として、みなさんの交流の場や活動の場の提供をしています。みんなてつとい子育て仲間の輪を広げませんか？これからお母さんになる妊婦さんの参加も大歓迎です。どうぞご利用ください。

### 親子クッキング

- 日時 12月3日(月)  
午前10時～12時
- 場所 志津川保健センター
- ※申し込みが必要です。
- ※中国の本格的なギョウザ作りなど。

### たけのこクラブ「クリスマス会」

- 日時 12月19日(水)  
午前10時～12時
- 場所 志津川保育所ホール
- ※申し込みが必要です。
- ※参加費は実費100円
- 0、1歳児 親子で遊ぼう
- 日時 12月11日(火)  
午前10時～11時30分
- 場所 志津川保健センター

### 2、3歳児 親子で遊ぼう

- 日時 12月13日(木)  
午前10時～11時30分
- 場所 志津川保健センター

### 志津川保育所 施設開放

- 子どもの遊びを見守りながら、子育て仲間との交流を楽しみませんか？
- 日時 毎週火曜日と木曜日  
午前10時～11時30分

### 育児相談・電話相談

- お気軽にご利用ください。
- 広場での相談も受け付けています。
- 日時 毎週水曜日  
午前10時～午後3時

### 申込み・問い合わせ

子育て支援センター(志津川保育所内) ☎46-3692 担当 三浦